

宿泊施設事業継続支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、厳しい経営環境にある旅館・ホテルなどの宿泊事業者に対して、支援金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 支援金の交付対象となる者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 令和3年7月31日以前から廿日市市内に宿泊施設を有し宿泊事業を営む者で、今後も事業を継続する意思があること。
- (2) 令和3年8月の施設別の売上が、前年又は前々年同月と比較して30%以上減収となっていること。ただし、令和2年4月以降に営業開始した場合は、営業開始以降の任意の1ヶ月と比較して30%以上減収となっていること。
- (3) 旅館業法（昭和23年法律第138号）に基づき旅館業、ホテル営業又は簡易宿所営業の許可を受けた者又は住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）に基づき住宅宿泊事業を営む旨の届出をした者。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行っている者を除く。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員である者またはそれらと密接な関係にある者
 - イ 市税を滞納している者
 - ウ その他廿日市市新型コロナウイルス感染症対策産業振興実行委員会実行委員長（以下「実行委員長」という。）が適当でないとする者

2 早期給付の対象者は、前項の各号の全てに該当する者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 廿日市市外出機会削減要請等の影響を受けた中小事業者応援金の受給者

(2) 令和3年度廿日市市宿泊キャンペーン参加施設を運営する者
(支援金の額)

第3条 支援金の額は、延べ面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第3号に規定する床面積の合計をいう。ただし、建物の一部を宿泊事業の用に供する場合等はこの限りではない。以下同じ。）1,000平方メートル未満の施設は一律20万円とする。延べ面積1,000平方メートル以上の施設は、延べ面積1,000平方メートル毎に30万円とする。

2 前項に規定する支援金の上限は、300万円とする。

3 この要綱による支援金の交付は、同一施設に対して1回限りとする。

(支援金の範囲)

第4条 前条に規定する支援金は、予算の範囲内において交付するものとする。

(交付の申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、宿泊施設事業継続支援金交付申請書（別記様式第1号）（以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、実行委員長に提出しなければならない。

(1) 誓約書及び同意書（別記様式第2号）

(2) 旅館業法に基づく営業許可書の写し（住宅宿泊事業法に基づく届出を行っている者は不要）

(3) 延べ面積のわかるもの

(4) 売上が減少していることが確認できる書類

(5) その他実行委員長が必要と認める書類

2 早期給付を受給する場合は、宿泊施設事業継続支援金早期給付申請書

(別記様式第3号)及び誓約書及び同意書(早期給付)(別記様式第4号)を実行委員長に提出しなければならない。事業者が早期給付を受給するかは任意で選択できるものとする。なお、早期給付を受給した場合は、受給後30日以内に交付申請書に前項第1号から5号に規定する書類を添えて、実行委員長に提出しなければならない。

(交付の決定および額の確定等)

第6条 実行委員長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、当該交付申請書の内容を審査し、支援金の交付決定と額の確定を同時に行い、宿泊施設事業継続支援金交付額の確定通知書(別記様式第5号の1又は第5号の2)により通知する。早期給付申請があった場合には、早期給付額を概算払として払ったものとし、交付申請で精算するものとする。

2 前項の決定において、既にその額を超える早期給付が交付されているときは、その超える部分の支援金の返還を命ずるものとする。

3 前項の支援金の返還期限は、当該命令のされた日から20日以内とする。

(支援金の交付決定の取消し等)

第7条 実行委員長は、支援金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、交付の決定の一部又は全部を取り消すことができるものとする。

(1) 虚偽その他不正な手段により支援金の交付を受けたとき。

(2) この要綱に違反したとき。

(3) その他実行委員長が不相当と認めたとき。

(支援金の不正受給等への対応)

第8条 実行委員長は、前条の規定により支援金の交付の決定を取り消した場合において、既に当該取消しに係る部分に対する支援金及び早期給付が交付されているときは、期日を定めて当該支援金及び早期給付の全部又は一部の返還を命じるものとする。

2 前項の規定により返還を命ぜられた者は、直ちに支援金及び早期給付

を返納しなければならない。

(立入検査等)

第9条 実行委員長は、支援金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、申請者に対して報告させ、又は指定する職員にその事務所、事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させるものとする。

2 申請者は前項の立入検査等に対して誠実に対応しなければならない。

(実施規定)

第10条 この要綱に定めるもののほか支援金の交付に関し必要な事項は、実行委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年9月27日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和4年3月31日に限り、その効力を失う。